

令和6年3月

高松市防災会議資料

高松市地域防災計画の修正について (概要)

高松市総務局危機管理課（高松市防災会議）

※資料中におけるページ番号（例：【一般対策編】P76）は、1.計画修正案（全体版）のものを記載しています。

※全編共通の修正事項については、一般対策編のページ番号のみ記載しています。

高松市地域防災計画の見直し方針

「高松市地域防災計画」見直しの基本方針

高松市地域防災計画は、本市における防災・減災対策の基本方針であり、国や県における防災・減災対策の検討に伴う災害対策基本法等の改正や本市の実情を踏まえ、適宜、見直しを行い、大規模災害への対応の充実を図るものとする。

具体的な見直し方針

- ・香川県地域防災計画の見直し等を踏まえた修正

主な修正内容

・香川県地域防災計画の見直し等を踏まえた修正

(1) 防災基本計画の修正を踏まえた災害対応の充実・強化

- ①適切な避難行動の促進や避難情報の適切な発令
- ②避難所等における再生可能エネルギーを活用した非常用発電設備等の整備
- ③一般送配電事業者等における無電柱化の促進
- ④避難所における食物アレルギーへの配慮

(2) その他の修正

- ①タイムラインの作成
- ②ため池の避難対策

・その他の修正

- ①食料、飲料水及び生活物資確保計画

香川県地域防災計画の見直し等を
踏まえた修正

【参考】防災基本計画修正（令和4年6月）の概要

■ 防災基本計画

災害対策基本法に基づき、中央防災会議が作成する我が国の防災に関する総合的かつ長期的な計画で、指定行政機関や指定公共機関が作成する防災業務計画や、自治体が作成する地域防災計画の基本となるもの

主な修正項目

令和3年度に発生した災害を踏まえた修正

<令和3年7月1日からの大雨>

- **盛土による災害の防止に向けた対応**
 - ・ 都道府県等が行う危険箇所対策への国による支援
 - ・ 危険が確認された盛土に対する自治体による速やかな是正指導
- **安否不明者の氏名等公表による救助活動の効率化・円滑化**
 - ・ 平時からの安否不明者の氏名等公表に係る手続等の整理
 - ・ 災害時における氏名等公表による速やかな安否不明者の絞り込み
- **適切な避難行動の促進や避難情報の適切な発令**
 - ・ 学校における消防団員等が参画した防災教育の推進
 - ・ 避難情報の発令に関する気象防災アドバイザー等による助言

<海底火山「福徳岡ノ場」の噴火に伴う軽石被害>

- **航路等に漂流する軽石の除去**
 - ・ 国、港湾管理者、漁港管理者による航路啓開等のための軽石の除去

<トンガ諸島の火山噴火による潮位変化>

- **海外で大規模噴火が発生した場合等の情報の周知や津波における避難指示の適切な発令**
 - ・ 海外で大規模噴火が発生した場合等の潮位変化に関する情報の周知
 - ・ 市町村における津波高に応じた避難指示の発令対象区域の設定

その他最近の施策の進展等を踏まえた修正

- 防災情報のデータ連携のための環境整備
- 自治体等の災害対応における先進技術の導入の促進
- 線状降水帯に関する情報発信及び観測体制の強化等

関連する法令の改正を踏まえた修正

<津波対策の推進に関する法律の改正>

- **津波対策の推進**
 - ・ 津波対策におけるデジタル技術の活用
 - ・ 地域の特性に応じた避難施設等の整備の推進

<豪雪地帯対策特別措置法の改正>

- **豪雪地帯における雪害対策の推進**
 - ・ 命綱固定アンカーの設置の促進等
 - ・ 克雷に係る技術の開発・普及の促進

<海上交通安全法等の改正>

- **船舶交通の安全確保**
 - ・ 異常気象等による船舶交通の危険防止のための三大湾等における船舶に対する湾外等への避難勧告等

<航空法施行規則の改正>

- **災害応急対策に従事する航空機の安全確保**
 - ・ 都道府県による緊急用務空域の指定の依頼や同空域における無人航空機の飛行許可申請に係る調整

- 避難所における食物アレルギーへの配慮
- 避難所等における再生可能エネルギーを活用した非常用発電設備等の整備
- 一般送配電事業者等における無電柱化の促進

【参考】高松市地域防災計画のつくり

高松市地域防災計画（一般対策編）

第1章 総則

目的、防災ビジョン等、8節で構成

第2章 災害予防計画

要配慮者対策計画等、33節で構成

第3章 災害応急対策計画

活動体制計画等、39節で構成

第4章 受援計画

人的支援、物的支援等、5節で構成

第5章 災害復旧・復興計画

復旧・復興に伴う財政措置等、4節で構成

第6章 南海トラフ地震防災対策推進計画 ※地震対策編、津波対策編のみ

南海トラフ地震臨時情報発表時の防災対応等、8節で構成

香川県地域防災計画の見直し等を踏まえた修正 (1) 防災基本計画の修正を踏まえた災害対応の充実・強化

新規

① 適切な避難行動の促進や避難情報の適切な発令 ＜学校等における防災教育【一般対策編P76・全編共通】＞

○ 略

また、地域の自主防災組織が実施する訓練等への参加、防災教育における地域の防災士等の参画に努めるなど、地域と一体となった取組みを推進します。

特に、避難及び災害時の危険防止、安全な行動の仕方並びに災害後の復旧・復興等に係るボランティア活動についても、幼児児童生徒の発達段階や学校等の環境等に即した防災教育を通じて、行動力を上げていきます。

また、消防団員等が参画した体験的・実践的な防災教育の推進に努めます。

香川県地域防災計画の見直し等を踏まえた修正 (1) 防災基本計画の修正を踏まえた災害対応の充実・強化

新規

① 適切な避難行動の促進や避難情報の適切な発令 ＜避難指示等の実施【一般対策編P149・全編共通】＞

- 市長は、避難指示等の発令を判断する場合において、県や高松地方気象台等に躊躇することなく助言を求めることとし、これに伴う関係機関と相互のホットラインを構築するなどあらかじめ連絡体制を整備します。
また、避難指示等の発令に当たり、必要に応じて気象防災アドバイザー等の専門家の技術的な助言等を活用し、適切に判断を行うものとします。

香川県地域防災計画の見直し等を踏まえた修正 (1) 防災基本計画の修正を踏まえた災害対応の充実・強化

修正

② 避難所等における再生可能エネルギーを活用した非常用発電設備等の整備

<防災中枢機能等の確保、充実【一般対策編P47・全編共通】>

- 防災中枢機能を果たす施設、設備の充実及び浸水対策等の強化及び再生可能エネルギーも含めた非常用電源や非常用通信手段の整備、点検に努めます。

また、停電や燃料不足により災害対応に支障を来たすことがないよう、電気事業者及び燃料事業者と災害時における電力及び燃料の優先供給先の調整を行うほか、再生可能エネルギーも含めた非常用電源の運転や公用車輛等に必要な燃料供給等について、あらかじめ協定を締結するなど、関係業界の協力を得て、調達の確保を図るものとしします。

香川県地域防災計画の見直し等を踏まえた修正 (1) 防災基本計画の修正を踏まえた災害対応の充実・強化

修正

② 避難所等における再生可能エネルギーを活用した非常用発電設備等の整備

<指定避難所の指定、整備【一般対策編P60・全編共通】>

○ 略

併せて、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努めるとともに、停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等の整備に努めるものとします。

香川県地域防災計画の見直し等を踏まえた修正 (1) 防災基本計画の修正を踏まえた災害対応の充実・強化

新規

③ 一般送配電事業者等における無電柱化の促進 ＜道路、港湾等の整備【一般対策編P58・全編共通】＞

- 道路管理者は、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、国が促進する一般送配電事業者、電気通信事業者における無電柱化の取組みと連携しつつ、無電柱化の促進を図ります。

香川県地域防災計画の見直し等を踏まえた修正 (1) 防災基本計画の修正を踏まえた災害対応の充実・強化

新規

④ 避難所における食物アレルギーへの配慮 ＜食料の調達【一般対策編P162・全編共通】＞

○ 1 平常時における緊急食料の調達に係る措置

(1) 農林水産省
略

(2) 高松市

災害時において、緊急食料が円滑に確保されるよう平常時から次の措置を行うものとします。また、避難所における食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努めるものとします。

香川県地域防災計画の見直し等を踏まえた修正 (2) その他の修正

新規

① タイムラインの作成 <実施内容【一般対策編P23】>

○ 略

(10) タイムラインの作成

河川の氾濫に備えて、水防団をはじめその他関係機関と連携して、地域特性や河川水位を考慮し、洪水予報河川及び水位周知河川毎にタイムラインを策定するよう努めます。

香川県地域防災計画の見直し等を踏まえた修正 (2) その他の修正

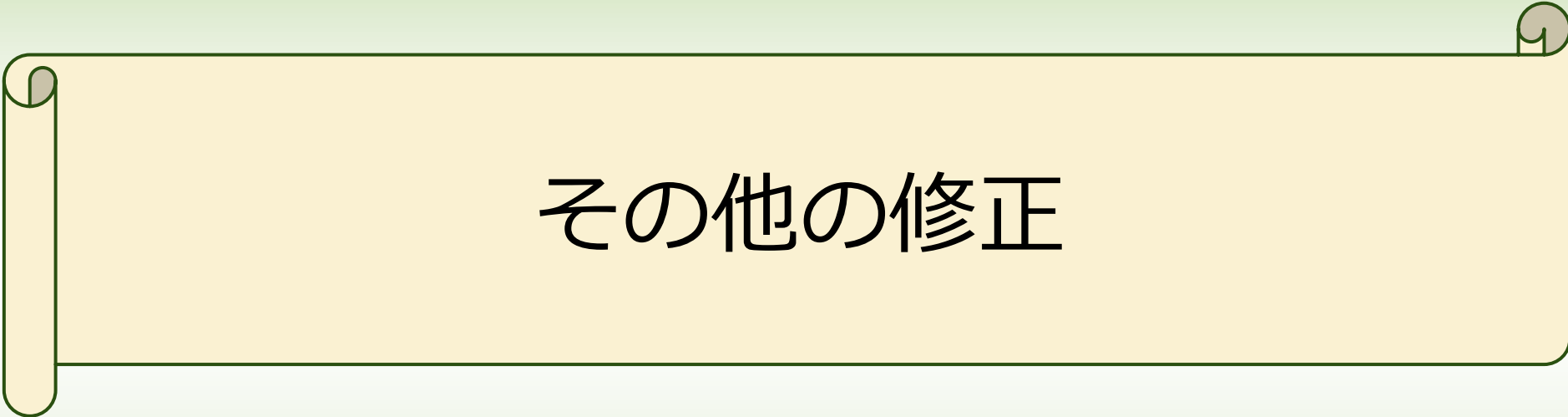
修正

② ため池の避難対策

＜実施内容【一般対策編P27】＞

○ ため池の避難対策

本市は、防災重点農業用ため池について、決壊した場合の影響度により優先順位を付けた上で地域の実情を踏まえ、ため池ハザードマップの作成と普及啓発を図るとともに、ため池の維持管理の省力化・効率化を図るため、水位計や監視カメラ等のICT機器の整備を推進するものとします。



その他の修正

その他の修正

修正

① 食料、飲料水及び生活物資確保計画 【一般対策編P64・全編共通】

- 住宅の被災等による食料、飲料水及び生活物資の喪失、ライフラインや流通機能の一時的な停止等が起こった場合、被災者への生活救援物資の迅速な供給を行うため、過去の災害等も踏まえて物資等の備蓄や調達体制の整備を図るとともに、緊急物資等の円滑な受入れや配送等を行う物流拠点施設を指定します。